インフルエンザ予防接種費用助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、岡山県関係職員労働組合連合の組合員の健康の保持増進を図るため、インフルエンザ予防接種に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定める。

（助成対象者）

第２条　この要綱による助成の対象者は、岡山県関係職員労働組合連合に在籍する組合員とする。ただし、一般財団法人岡山県職員互助会が実施するインフルエンザ予防接種費用助成事業の対象となる組合員については助成の対象外とする。

（対象となる予防接種及び申請期間）

第３条　助成の対象となる予防接種は、2026 年９月１日から 2027 年２月 26 日までの間に、国内の医療機関で受けたインフルエンザ予防接種とする。また、申請期限は 2027 年３月１日までとする。

（対象者資格）

第４条　助成を受ける組合員は予防接種日及び申請日のいずれの時点においても組合員でなければならない。なお、組合員の家族等は助成の対象外とする。

（助成額）

第５条　助成額は、組合員１人につき予防接種に要した費用の実費とし、1,000 円を上限とする。助成は、１人につき１回を限度とする。

（その他）

第６条　この要綱の改廃は、執行委員会の決定による。

附則

１　この要綱は、2026 年 11 月 18 日から施行する。